

会期制について
議会の招集権について
専決処分について

【現行制度】

議会の招集 (地方自治法第101条)	① 普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の長がこれを招集する。 ② 議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。 ③ 議員の定数の4分の1以上の者は、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。 ④ 前二項の規定による請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、請求のあつた日から20日以内に臨時会を招集しなければならない。 ⑤ 招集は、開会の日前、都道府県及び市にあっては7日、町村にあっては3日までにこれを告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
定例会・臨時会 (地方自治法第102条)	① 普通地方公共団体の議会は、定例会及び臨時会とする。 ② 定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。 ③ 臨時会は、必要がある場合において、その事件に限りこれを招集する。 ④ 臨時会に付議すべき事件は、普通地方公共団体の長があらかじめこれを告示しなければならない。 ⑤ 臨時会の開会中に緊急を要する事件があるときは、前2項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。 ⑥ 普通地方公共団体の議会の会期及びその延長並びにその開閉に関する事項は、議会がこれを定める。
専決処分 (地方自治法第179条・第180条)	第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

	② 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。 ③ 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。 第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。 ② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。
--	--

【会期制について】

会期とは、議会が活動するものとされる一定の期間をいう。

明治21年制定の市制町村制には、市会及び町村会に関し、会議の種類、会期等についての規定はなく、議長（なお、町村会の議長は町村長）が必要に応じて招集するものとされていた。明治44年の改正により、市会及び町村会の招集権者が長とされたほか、すみやかに議決すべき事件に即応するため、長は、会期を定めて招集することができるものとされた。さらに、昭和18年の市制の改正より、市会においては通常会及び臨時会の区分が設けられた。

他方、明治11年制定の府県会規則は、府県会を通常会と臨時会に区分し、当初から会期に関する規定があり、明治23年制定の府県制もこれを引き継いだ。

昭和21年の府県制・市制町村制の改正により、府県会、市会及び町村会は定例会と臨時会に区分され、定例会は毎年6回以上開くものとされて、これが地方自治法にも引き継がれた。その後、随時の改正を経て、最終的に平成16年の改正により、定例会の回数制限は廃止され、条例で定める回数開くものとされた。

（第29次地方制度調査会資料（総務省HP）から）

●通年議会の実施例

北海道白老町議会（H20.06）

宮城県蔵王町議会（H21.01）

北海道福島町議会（H21.04（H20.03からの試行を経て））

神奈川県開成町議会（H22.01（H21.04からの試行を経て））

千葉県長生村議会（H22.01（H21.09からの試行を経て））

上記のほかに、試行中、実施予定の町議会がある。

【参考】 三重県議会 年2回（H20.01）

第1回定例会 2月中旬から6月下旬まで（会期日数130日程度）

第2回定例会 9月上旬から12月中旬まで（会期日数110日程度）

【議長の招集権】

議長に臨時会の招集請求権を付与したことで議長又は議員からの請求に対して20日以内の招集を義務付けたことは、第28次地方制度調査会答申を受け、議会の活性化を図る見地から、議会における審議の機会を広く保障するとともに、長と議会の関係のあり方としても議会側が必要と認めるときに臨時会が必ず開かれること及び機動的かつ迅速に臨時会が開会されることが担保される方向で平成18年に改正されたものである。

(地方行財政検討会議第1分科会資料(総務省HP)から)

●議会の招集権に関する地方制度調査会答申について

第二十八次地方制度調査会

「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」

平成17年12月9日(抄)

第2 議会のあり方

2 議会のあり方の見直しに係る具体的方策の検討

(2) 具体的方策

⑥ 長と議会の関係

イ 議会の招集のあり方

議会の招集のあり方については、議会側が必要と認めるときに臨時会が必ず開かれることを担保することが必要である。この場合において、長と議会の関係や、長が事実上議案の大半を提案しているという実態を踏まえれば、議長に招集請求権を付与することとし、招集請求があるときには、長は一定期間内に招集しなければならないものとするべきである。

第二十九次地方制度調査会

「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申」

平成21年6月16日(抄)

第3 議会制度のあり方

2 議会制度の自由度の拡大

(2) 議会の招集と会期

議会の招集権については、長のみではなく議長にも付与すべきとの意見もあったが、この点については、平成18年の地方自治法の一部改正により、議長の臨時会招集請求権が認められたところであり、この招集請求権の運用状況も見ながら、なお引き続き検討していくべきである。

(地方行財政検討会議第1分科会資料(総務省HP)から)

●地方議会3団体からの要請

議長の招集権に関する緊急声明 全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会は、かねてから長が議会を招集する現行の仕組みを改め、議長に議会招集権を付与するよう求めてきたところである。 このような中、一部の自治体で、法令の規定に違反し長が議会を招集せず、専決処分を濫用し、議会の権能を封じ込めるといった異常な事態が発生している。 これは、二代表制の否定につながり、地方自治の根幹を揺るがす重大な問題であり、極めて遺憾である。 国は、このような現状を重く受け止め、事態を打開すべく、速やかに所要の法改正を行うよう、強く要請する。 平成22年8月4日 全国都道府県議会議長会 会 長 金 子 万寿夫 全国市議会議長会 会 長 五 本 幸 正 全国町村議会議長会 会 長 野 村 弘	
--	--

（地方行財政検討会議第1分科会資料（総務省HP）から）

●地方6団体の意見

全国知事会	全国都道府県議会議長会
議長への議会招集権の付与及び会期制については、執行機関による円滑な行政サービスの提供など、各般の影響にも十分留意した上で、慎重な検討が必要である。	真の二代表制を実現するため、議長に議会の招集権を付与すること。
全国市長会	全国市議会議長会
地方公共団体の統轄代表権から来る長の権限に関する事項についての議会の権限のあり方については、極めて慎重であるべき。 議会の招集権については、第28次地方制度調査会の答申及びこれに基づく法改正により、すでに制度的に整理済みと理解。	「強い議会」を構築するためには、地方議会議員の法的位置付けを明確にするとともに、議会の自主性・自律性を高め、各議会が地域の実情に応じ、自らの判断により権能を行使できるよう、議会の活動を制約している関係法令上の諸規定を見直すことが必要であり、次の事項を実現すべきである。 （略） ・議長への議会招集権の付与

全国町村会	全国町村議会議長会
平成18年の地方自治法の一部改正により、議長による招集請求権は制度化されており、第29次地方制度調査会答申では招集請求権の運用状況も見ながら引き続き検討するとなっている。よって招集権を議論する際には、これまでの経過を含め慎重に議論すること。	議会運営の柔軟性を高めるとともに、議会活動の活性化を促す見地から、議会の招集権については、必要に応じて議会を機動的に開催できるよう、議長に招集権を付与すべきである。

(地方行財政検討会議第1分科会資料(総務省HP)から)

●専決処分に関する裁判例

地方自治法179条1項が定める普通地方公共団体の長の専決処分は、議会において議決すべき事件に関し必要な議決が得られない場合の補助的な手段として、その権限が認められたものであるから、普通地方公共団体の長が同項に基づいて行う「議会を招集する暇がない」かどうかの認定は、羈束裁量に属し、当該事件が急施を要し、議会を招集してその議決を経て執行すればその時期を失するなどその招集に暇がないことについての認定には、客観性を要すると解すべきである。

(千葉地裁平成19年3月9日判決)

※これは、市職員の調整手当を廃止する条例案が市議会において否決された約2か月後に、同じ内容の条例を制定した市長の地方自治法179条1項に基づく専決処分が、同項にいう「議会を招集する暇がないと認めるとき」にされたとはいえず、同条例が無効とされた事例

長のした専決処分に地方自治法179条1項所定の要件を欠く瑕疵があっても、後に議会の承認があれば右瑕疵は治癒されるとした事例(名古屋高裁昭和55年9月16日判決)がある。

訴訟上の和解とは、互いに争っている訴訟当事者が、裁判所が間に入った話し合いにより、互いに譲歩してその間に存在する紛争を解決する合意をし、この合意に基づいて、確定判決と同一の執行力などが与えられる裁判所の和解調書が作成されて訴訟が終了することである。このような訴訟上の和解は、主として当事者間の交渉により行われ、判決と比較して、紛争の一刀両断的な解決を回避でき、実定法の枠にとらわれない新たな救済方法を創造できるという紛争解決上の利点を有するなどといわれている。そうすると、訴訟上の和解の内容は、紛争の性質や内容に応じて多種多様であるといえることができる。また、普通地方公共団体が行う訴訟上の和解についてみても、当該和解が当該普通地方公共団体の利害及び権利義務関係に重大な影響を及ぼすか否かは、請求の当否に関する法的な見通しのほかに、行政の目的、現実の社会的要請等の諸要素を考慮せざるを得ないため、多岐にわたる事項についての複雑な判断によらざるを得ないものと考えられる。そうすると、どのような訴訟上の和解が法180条1項にいう軽易な事項に該当するか否かの判断は、

第一次的には当該普通地方公共団体自身の意思，すなわち，住民の代表者で構成される議会の判断にゆだねられているものというべきである。しかし，法１８０条１項が，特に軽易な事項に限って長の専決処分にゆだねることができる旨を規定していることからすると，およそ訴訟上の和解のすべてを無制限に知事の専決処分とすることは法の許容するところではないというべきであり，このような議決がされた場合には，議会にゆだねられた裁量権の範囲を逸脱するものとして，違法との評価を受けるものというべきである。

（東京高裁平成13年8月27日判決）

※これは、都が応訴した訴訟事件に係る和解のすべてを知事の専決処分とした議会の議決は、和解を原則として議会の議決事件とした同法96条１項12号及び議会の権限のうち特に「軽易な事項」に限って長の専決処分にゆだねることができる旨を規定している同法180条１項の趣旨に反し議会にゆだねられた裁量権の範囲を逸脱するものであり無効であるとされた事例。なお、当該和解は議会の議決を経ていない違法なものであるとして、同法242条の２第１項４号に基づき知事に対してされた損害賠償請求は、議会の議決が一義的明白に違法であるということは困難であるなどとして、棄却された。

【伊勢市議会の状況】

●定例会の回数

伊勢市議会定例会の招集回数に関する条例（平成17年条例第４号） 伊勢市議会定例会は、毎年４回これを招集する。 附 則 この条例は、平成17年11月1日から施行する。
伊勢市議会定例会の招集に関する規則（平成17年規則第２号） 伊勢市議会の定例会は、毎年３月、６月、９月及び12月に、これを招集するのを常例とする。 附 則 この規則は、平成17年11月1日から施行する。

●定例会・臨時会の状況（平成21年度）

区分	会期日数	本会議日数	備考
５月臨時会	１日（5/28）	１日	長の請求
６月定例会	15日（6/24～7/8）	４日	
９月定例会	28日（9/9～10/6）	４日	
12月定例会	９日（12/14～12/22）	５日	
３月定例会	22日（3/3～3/24）	５日	

●市長の専決処分事項の指定について

平成17年12月22日議決 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。 1 件100万円（自動車事故に係るものにあつては、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定に基づく保険金額の最高限度額）以下の法律上の義務に属する和解及び損害賠償の額を定めること。
平成18年3月30日議決 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。 工事又は製造の請負契約について、議決された契約金額の5パーセント以内の額に係る変更契約を締結すること。（当該額が3,000万円を超える場合を除く。）
平成20年3月21日議決 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。 市営住宅の家賃等の支払又は明渡しの請求に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。

●専決処分の状況（平成21年度）

5月臨時会	議案第59号 専決事項の承認を求めることについて （平成20年度伊勢市一般会計補正予算（第8号）） 議案第60号 専決事項の承認を求めることについて （伊勢市市税条例等の一部改正について） 議案第61号 専決事項の承認を求めることについて （伊勢市都市計画税条例の一部改正について） 報告第5号 専決処分事項の報告について （交通事故に係る和解及び損害賠償の額の決定） 報告第6号 専決処分事項の報告について （交通事故に係る和解及び損害賠償の額の決定）
9月定例会	報告第15号 専決処分事項の報告について （工事の請負契約の変更） 報告第16号 専決処分事項の報告について （物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定） 報告第17号 専決処分事項の報告について （交通事故に係る和解及び損害賠償の額の決定） 報告第18号 専決処分事項の報告について （交通事故に係る和解及び損害賠償の額の決定）

12月定例会	議案第96号	専決事項の承認を求めることについて (平成21年度伊勢市一般会計補正予算(第8号))
	議案第97号	専決事項の承認を求めることについて (伊勢市職員給与条例等の一部改正について)
	議案第98号	専決事項の承認を求めることについて (伊勢地域農業共済事務組合規約の変更に関する協議について)
	報告第20号	専決処分事項の報告について (物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定)
	報告第21号	専決処分事項の報告について (物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定)
	報告第22号	専決処分事項の報告について (物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定)
	報告第23号	専決処分事項の報告について (交通事故に係る和解及び損害賠償の額の決定)
	報告第24号	専決処分事項の報告について (交通事故に係る和解及び損害賠償の額の決定)
	報告第25号	専決処分事項の報告について (交通事故に係る和解及び損害賠償の額の決定)
3月定例会	報告第1号	専決処分事項の報告について (物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定)
	報告第4号	専決処分事項の報告について (物損等事故に係る和解及び損害賠償の額の決定)